

くらしのみちゾーン・トランジットモール 商店街にも拡大して募集中

～車より歩行者・自転車を優先した地区の募集～

1. 地区募集の目的

国土交通省では、生活道路については車より歩行者・自転車を優先し、あわせて無電柱化や緑化などを行うことによって、地域の人と協働して道路を身近な生活空間として質の高いものにしていきたいと考えています。このため、こうした施策に取り組む意欲の高い地区を公募し、平成15年6月に住宅地を中心に42地区を登録しました。

この度、本施策をさらに強力に推進するとともに、商店街の活性化を目指し、安心して楽しく買い物ができる道路空間の整備に取り組む地区に対しても積極的に支援していくこととしました。

今回の地区募集は、商店街等を含め、歩行者・自転車を優先する地区の取組を幅広く公募し、実現に向けて積極的に支援していこうとするものです。

2. 募集する施策

募集する施策は以下の二つとします。

- ① くらしのみちゾーン
- ② トランジットモール

3. 募集対象者及び要件

応募にあたっては、以下の団体、組織、組合を対象とします。

- ① 自ら実践しようとする地区の市民団体
- ② 市町村等

今回募集する地区は、おおむね5年後の実現を目指して取り組みが進められる地区であり、市町村等と地域の方々の合意形成に向けて、環境が醸成されていることを要件とします。

4. 応募方法

応募書類は国土交通省道路局ホームページ（下記参照）よりダウンロードし、必要項目を記入して所管する地方整備局の窓口（問合せ先参照）へ提出してください。応募内容や記入方法等についての相談も問合せ窓口で受け付けています。

5. 取り組む地区への支援

くらしのみちゾーン・トランジットモールに取り組む地区に対しては、ソフト面を含め総合的な支援を行います。

(1) 計画策定費・事業費等の補助

(2) ノウハウの提供

- ① 歩行者・自転車優先施策アドバイザー会議からの助言
- ② 専門家の派遣
- ③ 国土技術政策総合研究所との共同調査・検討

(3) 実験設備のレンタル

(4) 情報の共有

- ① くらしのみちゾーン連絡会議の開催
- ② くらしのみちゾーンバーチャル連絡会議の開設

6. スケジュール

平成15年12月1日(月)より募集を開始します。応募は、随時受け付けます。

■ お問い合わせ先

●機関名	●部署	●住所	●電話
北海道開発局	建設部 地方整備課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目	札幌第一合同庁舎 011-709-2311
東北地方整備局	道路部 地域道路課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2031
関東地方整備局	道路部 地域道路課	〒330-9724 埼玉県さいたま市北袋町1-21-2 さいたま新都心合同庁舎2号館19F	048-600-1904
北陸地方整備局	道路部 地域道路課	〒951-8505 新潟県新潟市白山浦1丁目425-2	025-266-1171
中部地方整備局	道路部 地域道路課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	名古屋合同庁舎2号館 052-953-8170
近畿地方整備局	道路部 地域道路課	〒540-8588 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第1号館 06-6942-4418
中国地方整備局	道路部 地域道路課	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-511-6315
四国地方整備局	道路部 地域道路課	〒760-8554 香川県高松市福岡町4-26-32	087-851-8061
九州地方整備局	道路部 地域道路課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331
沖縄総合事務局	開発建設部 道路建設課	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2丁目21番7号	098-866-0091

くらしのみち・トランジットモールに関する詳しい情報 <http://www.mlit.go.jp/road/road/yusen/>

くらしのみちゾーン

外周道路を幹線道路に囲まれている等のまとまりのある住区や中心市街地、商店街の街区などにおいて、警察と連携して一般車両の地区内への流入を制限して身近な道路を歩行者・自転車優先とし、併せて無電柱化や緑化等の環境整備を行って、交通安全の確保と生活環境の質の向上を図ろうとする取組です。

安全

- 通過交通の排除……一方通行、ハンプ 等
- 路上駐車解消……駐車場、停車帯 等

快適

- 美しい街並みの創出無電柱化・舗装高質化 等
- 利便性の向上……案内標識の設置 等

【商店街での導入イメージ】



【クランクの整備】



【案内標識の設置】



【停車帯の整備】

【歩行空間のバリアフリー化】

- ・ 歩道段差・傾斜・勾配の改善
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 透水性舗装、保水性舗装などの整備 等



【無電柱化】

歴史的な街や住宅地でも取り組んでいます。

- 歴史的景観地区において、面的な歩行者安全対策と景観整備を一体的に実施（島根県津和野町）
- ・ 当地区は年間約100万人の人々が訪れる歴史・文化の町。観光シーズンや休日には、歩行者と自動車輻輳し著しく危険でした。
- ・ 平成15年6月、「くらしのみちゾーン」に取り組む地区に登録。
- ・ 一方通行、イメージハンプ等による歩行者安全対策と非幹線道路を含めた面的な電線類地中化を実施します。



（整備前）



（整備後のイメージ）

トランジットモール

中心市街地のメインストリート等で警察と連携して一般車両の利用を制限して、歩行者・自転車とバスや路面電車などの公共交通機関の利便性を高め、街のにぎわいを創出しようとする取組です。



ドイツ・フライブルグ市の実施例



沖縄那覇市の社会実験の様子